

第1条関係

吹田市立児童会館条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童に健全な遊びを提供することにより、<u>その健康を増進し、情操を豊かに</u>することを目的として、児童会館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { ----- 略 ----- (1) }</p> <p>(2) 吹田市立北千里児童センター <u>吹田市古江台3丁目8番</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>児童会館は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。</u></p> <p>(1) 児童の健全な遊びの<u>指導</u>に関すること。 <u>(2) 児童のグループ活動の育成指導</u>に関すること。 <u>(3) 関係機関及び関係団体との連絡調整</u>に関すること。 <u>(4) その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>2 児童会館は、前項に規定する事業のほか、<u>家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に関する事業</u>を行うことができる。</p> <p>3 ----- 略 -----</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童が安心して遊び、<u>過ごすことができる居場所</u>を提供することにより、<u>児童の心身の健やかな成長、発達及びその自立を支援</u>することを目的として、児童会館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { ----- 略 ----- (1) }</p> <p>(2) 吹田市立北千里児童センター <u>吹田市古江台3丁目8番1号</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>第1条の設置目的を達成するため、児童会館（北千里児童センターを除く。）は次の事業を行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの事業を行う。</u></p> <p>(1) 児童の健全な遊びの<u>支援</u>に関すること。 <u>(2) 自主学习の場その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供</u>に関すること。 <u>(3) 児童及びその保護者からの相談</u>に関すること。 <u>(4) 児童のグループ活動の支援</u>に関すること。 <u>(5) 関係機関及び関係団体との連絡調整</u>に関すること。 <u>(6) その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>2 児童会館は、前項に規定する事業のほか、<u>次の事業を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>(4) }</p> <p>2 前条第2項に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、市内に居住する乳幼児及びその保護者とする。</p>	<p>関する事業</p> <p>(2) <u>児童と地域住民等との交流を図るための場を提供する事業その他の児童と地域との交流に資する事業</u></p> <p>3 -----略-----</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項(第3号を除く。)に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生(北千里児童センターにあつては、市内に居住する小学生)</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>(4) }</p> <p>2 前条第1項第3号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、前項第1号に掲げる者及び市内に居住する乳幼児並びにそれらの保護者とする。</p> <p>3 前条第2項第1号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、市内に居住する乳幼児及びその保護者とする。</p>

第2条関係

吹田市立児童会館条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) <u>吹田市立高城児童会館 吹田市高城町6番2号</u></p> <p>(3) } -----略-----</p> <p>↳</p> <p>(12) }</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項(第3号を除く。)に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生(北千里児童センターにあつては、<u>市内に居住する小学生</u>)</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>↳</p> <p>(4) } -----略-----</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) <u>吹田市立日の出町児童センター 吹田市日の出町1666番6及び1666番</u> <u>8</u></p> <p>(3) } -----略-----</p> <p>↳</p> <p>(12) }</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項(第3号を除く。)に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生(<u>日の出町児童センターにあつては市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(乳幼児を除く。)</u>、北千里児童センターにあつては<u>市内に居住する小学生</u>)</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>↳</p> <p>(4) } -----略-----</p> <p>2</p> <p>3</p>

第3条関係

吹田市立児童会館条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行 (第2条による改正後)	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>第1条の設置目的を達成するため、児童会館（北千里児童センターを除く。）は次の事業を行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの事業を行う。</u></p> <p>(1) } 5 } (6) } -----略----- 2 } 3 }</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項（第3号を除く。）に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生（<u>日の出町児童センターにあつては市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児を除く。）</u>、北千里児童センターにあつては市内に居住する小学生)</p> <p>(2) } 5 } (4) } -----略----- 2 } 3 }</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>児童会館は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。</u></p> <p>(1) } 5 } (6) } -----略----- 2 } 3 }</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項（第3号を除く。）に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生（<u>日の出町児童センターにあつては、市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児を除く。）</u>）</p> <p>(2) } 5 } (4) } -----略----- 2 } 3 }</p>